

# 役員報酬規程（理事・監事・評議員・委員）

社会福祉法人 志賀町乳幼児保育園

- 1 志賀町乳幼児保育園の理事・監事・評議員が、理事会、評議員会、監査、役員会及び研修等へ出席した費用を弁償する。
- 2 勤務実態に即して以下のように支給する。

1 役員報酬	
開催日程が半日以内	10,000円
開催日程が一日以内	20,000円
開催日程が二日以内	30,000円

2 交通費 *現住所を起点として		タクシー代実費支給
開催地が町外		5,000円

- 3 その他

会の種別ごとに年1回支給する。

研修参加費等の経費について別途実費支給する。

定款準則により役員の地位にあることのみの支給はしない。

また当園の園長等の兼務役員や職員に対しては支給しない。

この表に抛り難き場合は、理事長がその都度定める。

(附則) この規程は、平成18年4月1日より施行する。

令和5年4月1日付 改正